

規約第 11 条の賃貸借契約書の条文体例

(付 則)

第〇条 賃借人は、対象物件の使用、収益に際して、港北ニュータウンメゾンふじのき台団地管理組合規約及び同使用細則に定める事項を誠実に遵守しなければならない。

2. 賃借人が、前項に規定する義務に違反した時は、賃貸人は、本契約を解除することができる。